

1 3 番 通告4番 13番議員、石井 勲です。平成22年9月以来の一般質問で非常に緊張しておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、早速質問に入らせていただきます。

通告に従い、教育行政をお伺いします。

人は生を受けてから多くの人たちからの教えを受けながら、心身ともに人格を形成し、また、みずからも教える立場を経験しながら社会貢献しつつ人生の終わりを迎えます。その間、社会の一人として生きていくには自己研さんが必要であり、また同時に、社会の中に生かされている自分を認識していかなければなりません。

今週に入って国政をあずかる人たちがあたふたしている様子がテレビや新聞等で報道されていますが、国政をあずかるものは国民の生活を安定的に守り、国土を防衛することが使命であると考えます。

同時に、国民に対する教育もこれに並んで最重要課題であると認識しております。教育は人の一生涯において非常に大きなテーマであると思います。

国においても教育問題について多くの機関で議論、研究されています。また、教育者と呼ばれている専門の方々においても多くの意見があり、方向性が定まらないというふうに感じます。

教育の基本は確固たる理念のもと確立されていなければならないと感じております。

平成27年4月より施行予定の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要を見ると、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育制度の改革を行うと示され、町も早急なる対応が必要と思われます。

そこで、町教育行政の現状と将来について、次の4項目について伺います。

最初に、毎年発行されている学校要覧を拝見しますと、中学校各小学校において、学校教育計画の中に、教育目標が記載されています。また、各幼稚園においても同様に記載されています。ここに掲載されている学校教育目標は各校、各園おのおのの違いがあります。どのような審議経過をもって定められ、その進捗度の検証はされているかお伺いいたします。

次に、大井町教育委員会教育長に対する事務委任規則によると、教育委員会は別に定める場合を除くほか、次に掲げる事項を除きその権限の属する教育事務を教育長に委任するとして16項目が定められています。当然、

別に定める規則があると思いますが、教育長の委任事項は教育委員、教育長がかわられた時点でどのように検討され実施されているか伺います。

次に、全国学力学習状況調査が4月に実施され、大井町でも4校390人の児童生徒が参加し、その結果の概要が昨年に続き広報おおいに掲載されました。掲載された資料はどのような経過を踏まえ公表されたかお伺いいたします。

最後に、相和幼稚園、小学校等の運営方針が示されたが近い将来設計の中での指針かと考えるが、大井町全体の将来設計は確立しているのかどうかお伺いします。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

教 育 長      通告4番 石井 勲議員から教育状況を問うということで大きく4点の御質問をいただきました。私から順次お答えさせていただきます。

本町では、従来から町長と教育委員との懇談会等を通して意見交換をし、教育行政を進めてきています。その意味で、このたびの教委員会制度改革は、地方教育行政における責任体制を明確にし、迅速な危機管理体制を構築し、町長との連携をさらに強化にするとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ったものと受けとめています。

したがって、新たに設置します総合教育会議により、町長と教育委員会との円滑な意思疎通と相互連携が図られるとともに、地域の意見がさらに反映された教育行政が推進されるものと理解しています。

また、改正後も教育委員会は合議制の執行機関として機能し、職務権限についても変更がなく、教科書の採択や個別の教職員人事、教育課程の編成も専権事項となっています。さらに、教育委員からの会議招集請求権、教育長へのチェック機能の強化、議事録の作成、公表なども定められており、教育委員会の審議の活性化が図られることから、教育及び教育行政の政治的中立性や継続性・安定性は確保できているものと捉えています。

それでは、1点目の小・中学校、各校の教育目標はどのような経過を経て作成・検証されているかについてお答えいたします。

まず、学校の教育目標は、教育基本法及び学校教育法に示されている教育の目的や目標の達成を目指すため、学校の具体的な目標として設定されるものです。したがって、各学校の教育目標の設定に当たっては、法令等に基づくとともに、地域や学校の実態を十分に分析し、各学校が持つ教育課題を正しく捉え、教師や児童生徒の生きた指標として役立つものにする必要があります。

各学校が設定する教育目標は、先ほども述べましたように、教育基本法、学校教育法といった法律を前提とするものですが、その上に、学習指導要

領に示す、各教科等の目標やねらいを鑑みたものとして設定されております。

さらに、教育委員会の規則や方針等に従っていること、地域の実態等に即したものであること、教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること、評価が可能な具体性を有することなどが条件として挙げられます。

各学校の教育目標は、年度の教育方針や努力目標とは異なり、より基本的なものですので、前年度に引き続いて実践する場合でも、全教職員の共通理解のもと体制づくりをしていくための話し合いが毎年度行われています。

町内の学校でも、生きる力の育成を目指し、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指して基礎的・基本的学習の定着を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた教育と、主体的に学ぶ意欲・態度を一層充実させること、基本的生活習慣の形成と道徳性を養う教育を推進することを重点として取り組んでおります。このように、学習指導要領や大井町の教育の基本方針に基づき、各学校で教育目標を具体化して取り組んでいるところでございます。

さて検証の方法ですが、各学校での方法にはさまざまあり、若干の違いがありますが、町内の小学校の一例で御回答いたします。

まず校長のリーダーシップのもと、教育目標に向かって教職員が主体的・建設的にかかわっていけるような校内運営組織として教育目標に基づいた四つのグループを編成し、PDCAサイクルを構築しています。

また、教育目標が日常の教育実践に生かされ、継続的な指導で具体的に検証できていたかを振り返るため、目標を構造的・具体的に指標化しています。このPDCAサイクルというのは、Planとして、教育課程全体の中で教育目標の位置づけを明確にし、Doで、それらについてのさまざまな取り組みを子供の姿を通して見取り、そしてCheckで、成果と課題を丁寧に分析し、Actionにおいて課題に対する対策を講じ、次年度の計画に生かすといったぐあいです。

このPDCAサイクルの考えは、現行の学習指導要領から取り入れられた考え方で、平成20年1月の中教審答申の中でも「学校教育の質の保証のためのシステム構築」であり、「教育課程や指導についての評価とそれに基づく改善に向けた取り組み」といったように述べられ、その確立が強調されています。

このPDCAサイクルは、教師がチームを組んで、検証・改善を進めることで教育的ニーズの内容を共有できるので、教育目標に基づいた改善の

効果を皆で実感できる大変有効な方法であると考えます。

また、PDCAサイクルに加え、Researchとして、学校評価、学力学習状況調査等を活用し、課題を多面的に把握する方法も取り入れられています。データによって評価し、その成果を確かめて学校づくりのビジョンを描く大変現実的な方法です。

このように、教育目標に照らした課題をどう捉え、そのためにどのように取り組んだか、そしてそれがどのような児童・教師の具体の姿に結びついたかということを各学校の実態に合わせた方法を用いて検証しています。

次に、2点目の、教育委員会から教育長への委任事項はどのように検討され実施されているかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、教育長への委任事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の事務の委任等により規定されています。これによりますと、同条第1項において「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる」と定められていますが、同条第2項で「前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない」となっております。その具体としては、「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること」「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること」など、6点の事項が明記されています。

この規定により、大井町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条に掲げられた16点の事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任しています。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項に、「教育長は、委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる」となっております。

これらのことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正された際、町規則も改正しています。実際、平成20年4月1日に施行された一部改正では、教育長に委任することができない事項として、教育委員会の点検及び評価の内容が町規則に加われました。

なお、委任された事務の執行状況については、教育委員会の会議等で教育委員に報告するとともに、内容によっては議題や協議事項として取り上げています。

続いて、3点目の全国学力学習状況調査の結果公表について、お答えいたします。

今年度から調査結果の取り扱いについての留意点の変更され、昨年度とは異なってきているのは周知のとおりです。

教育委員会は、設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において結果公表することが可能になり、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性に応じて慎重に判断し、公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断することとされました。

なお、誤解のないようにつけ加えさせていただきますが、現時点においても、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表や、それらの数値により順位を付した公表などは行わないことと規定されております。さらに、調査の目的や調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示することとされ、過度の競争や序列化につながるような公表はしないよう指示がされております。

大井町では、学校数が限られている上、小規模校もあることなどから、序列化や個人の特定などにつながることをないよう、数値での公表は控えております。しかし、今年度の小中学校ごとの調査結果については、既に11月町広報に掲載し、さらに町ホームページにアップするなどして、広く町民の皆様にも開示させていただいております。また、実施要項によりますと、単に調査結果を数値として把握するのではなく、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策を示すことが重要であること、そして教育委員会においては、その分析を踏まえ、学校における取り組み等に対して必要な支援策を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取り組みを進めるよう指示されております。

このことを踏まえ、今年度より、公表する内容の中に授業改善の手だてや今後の指導方針をつけ加え、より教育内容の改善が具体的に伝わるようお示したところです。

さらに今年度は、神奈川県教育委員会のホームページより、各市町村の教育委員会のホームページにリンクを張り、それぞれの調査結果がより簡易に見られるようにするとの計画もあります。そこで、町ホームページでも、現在既にアップされている町全体の分析に加え、各学校の分析結果がわかるよう準備を進めております。

いずれにしても、教育委員会としましては、児童・生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、その成果と課題を検証し、

改善に取り組むよう各学校に指導していくとともに、学校への必要な支援等を行うことで、教育及び教育施策の改善に向けて取り組んでいく所存です。

最後に、4点目の相和幼稚園・相和小学校の将来設計についてお答えいたします。

教育委員会ではかねてより、少子化が進む中、家庭・地域を取り巻く環境の変化、保護者や地域の方々の多様なニーズに応えるための幼稚園・小学校のあり方について検討してまいりました。

中でも、相和幼稚園・相和小学校につきましては、園児・児童が減少し、小規模化が進んでいくことが想定されることから、今年度、新たに相和地域の有識者からなる相和地区園・学校あり方等検討委員会を組織し、引き続き相和幼稚園・相和小学校を維持していくための今後のあり方等について協議してまいりました。

この協議内容等を踏まえ、教育委員会で検討した結果、平成27年度から相和幼稚園につきましては、通園区域を町内全域に拡大し、町内にお住まいの方であればどなたでも相和幼稚園に通園することを可能といたしました。また、早朝保育、延長保育を開始することにより、希望者はおおよそ大井保育園と同様の時間帯についてお子様を預かることを可能といたしました。あわせて、長期休業中も開園することとし、年間の開園日数を多くするとともに、年少児も5月から給食を提供することといたしました。

なお、3園を見通した中で、大井幼稚園と大井第二幼稚園につきましては、午後4時までの預かり保育を実施することといたしました。

一方、相和小学校につきましては、町広報11月号に掲載させていただいたところですが、平成28年度からいわゆる小規模特認校制度を導入いたします。このことにより、相和幼稚園と同様に、町内にお住まいの方であればどなたでも相和小学校に通学することが可能となります。

それから、現在毎週2回程度、1年生から3年生まで実施している放課後わくわくタイムをさらに充実させ、あわせて相和小学校をICT推進校として、電子黒板やタブレット端末等を導入した教育の推進に取り組んでまいります。

一言でいえば、相和幼稚園・相和小学校ともに、豊かな自然環境のもと、小規模の特色を生かした園・学校づくりを推進した上で、町内全域からの園児・児童の通学を可能としたところです。

地域にとって園・学校の存在は、地域コミュニティを形成する上で、地域社会の大きな核となっています。その意味からも、少子化が進行する中で町内の幼稚園・小学校をいかに現状維持していくかといった視点から、

園・学校のそれぞれの規模を生かした特色づくりに努め、園・学校運営を進めてまいりたいと考えています。

私からの答弁は以上でございます。

1 3 番 御答弁いただきましたが、幾つか再質問させていただきます。

大井町教育委員会教育長に対する事務委任規則では、教育委員会は次に掲げる事項を除きと記載され、その1項目目に「学校教育、又は社会教育に関する一般方針を定める」となっています。今の答弁の中に、学校教育目標は該当するようなニュアンスの言葉をいただきましたけれど、学校教育目標は教育委員会の中で教育長に委任された事項の中に入るのかどうか、あるいは教育委員会がやはり会議をする事項かどうか、その辺をお聞かせ願います。

教 育 長 学校教育目標につきましては、各学校で決めているといったところの中で、教育長の委任事項としては含まれていないと認識しております。

ただしながら、いわゆる町の教育委員会の基本計画等を示す中で、それに基づいて各学校で決めているといった状況でございます。

以上です。

1 3 番 私は、町の教育の基本方針というものは教育委員会がきちんと方針を決めて、その中で町の学校、幼稚園というものが運営されているというふうに一方では思ってます。

もちろん、国の基本方針があつて、学校内の基本方針があると思いますけれど、大井町の子供たちを教育するにはこういう基本があつたほうがいいんじゃないかというような基本方針が教育委員会に出されて、その中で学校教育目標を管理というとおかしいんですけど、協力し合つてというようなことで、教育委員会も学校教育目標の中に関与できることができるのではないかというふうに解釈してたんですけど、その辺、教育長の見解をお伺いします。

教 育 長 今、述べましたように学校教育目標というものは、その学校の伝統的ベースということをあらわし、いわゆるその学校の根本の指針であると解釈しております。

そういったところの中で、当然、学校で受ける全ての教育活動はその目標のもとに行われているといったところで認識しております。

また、そこに使われている言葉は、例えば学校の校歌の歌詞として位置づけられていたり、また、校風としてのよりどころとなっているといった、そういった状況があります。そういった意味の中では、学校教育目標というのは毎年変わるようなものではないのかなと一つには認識しておるところでございます。

具体といたしましては、学校目標のもとに例えば今年度の重点事項だとか、目標だとか、そういったものがその年度ごとの取り組みとして学校運営がなされていると。当然、それは学校教育目標につながる中でのものでございますけれども、そういったところでまず学校が運営されていると解釈しております。

それに伴う中で、いわゆる町の教育委員会におきましても、大井町の教育目標ということの中で、いわゆる基本目標を3点位置づけ、その中から、いわゆる学校教育に関しては今年度の重点事項だとか、それから主要施策というものを位置づけて取り組んでいるところでございます。

そういったものを各学校長にお示しをし、それらに基づいて学校では所要の事項を修正したりして取り組んでいるというようなことで考えています。

ですから、教育委員会、教育長といったものの関与ということに関しては町の、特に年度ごとで言うならば、本年度の重点だとか主要施策といったところが反映され、そして、それが学校の運営に位置づけられてると解釈しておるところでございます。

以上です。

- 1 3 番 教育委員会と各学校と、あるいは幼稚園と連携をしながら教育行政に当たってもらえれば非常にありがたいというふうに考えます。

では、2項目目に入ります。

教育委員会が実は16項目ある中に、それ以外、別に定めるというような項目が入っていると思うんです。そして、教育委員会が特に大井町では別に定めた規則があるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

- 教 育 長 特にはございませんが、例えば教科書の採択等については、例えば採択協議会等の流れがございますけれども、そういったところについては、当然、教育長の委任事項にはなっていないということで理解しております。

そういったところの中で、「別に」といったものについては位置づけておりません。

以上です。

- 1 3 番 この規則は教育委員、あるいは教育長がかわっても、当然、町の規則ですから変わることはないと思うんですけれど、やはり教育長、教育委員というものはいろいろおのおの教育委員さんの理想とか、あるいは教育の方針とかが少しは違うと思うんですね。そうすると、この規則の中に教育長に委任している16項目の中で、この問題はやはり教育委員会でやってみたいというようなことが私はあるのが私は普通、そういう問題があるのではないかなというふうに考えますけれど、例えば教育長さん、教

育委員さんがかわれたときに、この委任規則の見直しとか、委任規則の検討とか、そういうものが議題として上がったことがあるのかどうか。あるいは、そういうことによって規則を変えられたことがあるのかどうか、お聞かせ願います。

教 育 長 先ほど答弁でも述べましたけども、いわゆる町教育行政の組織並びに運営に関する法律の中で改正されたことに伴って事項として定めた経緯はございます。

実際、16点目の点検・評価の項目については私がこちらのほうにお世話になってからの中では検討課題として位置づけております。

以上でございます。

1 3 番 実は、私、これ速読で読ませていただきましたので、これを読むと、教育委員会は大部分が教育長に委任、教育長はまた職員に委任ができるようになって、16項目の中にはお金に関係するもの、人事異動に関係するもの、それに付随するものが16項目に係っているということで、教育理念とか教育目標とか教育をこういうふうにしたいというような項目がないように感じてるんですが、私はその辺が、教育長がかわったときにやっぱ私はこういうふうな教育方針をやりたい、こういうことをやってみたい、どうですかというようなことがされるのが普通ではないかなというふうに感じてるんです。

そうすると、規則のほうで、ここの部分は少し変えていったらどうかというようなことが検討されるんじゃないかというふうに思ってるんですけど、その辺の考えは、多分6年ぐらい前に、教育長が任命されたときに、私ここで、教育長の方針を質問させていただいたんですけど、その辺で、やはり規則を変える、あるいは教育長の方針をこの規則に反映させるということはこの法律では難しいんですか、私は少しは変えたほうがいいのかというふうに感じておりますけれど、その辺、教育長の見解をお伺いします。

教 育 長 先ほど来、教育委員会の継続性・安定性といった内容がございます。いわゆる教育委員会が合議制になっているといったところも1人の、例えば教育長の独任制と申しましょうか、そういったところの中で考えをかざしていくということについては、やはり町の教育全体が継続性・安定性といったところの中から問題になるところじゃないのかなと思っております。

そういった中での、教育委員会制度の合議制といったことも新しい教育委員会制度になっても残っているといたった位置づけも、そういった背景も一つにはあるのかなと思うところでございます。

しかしながら、先ほど御質問の中にもございましたように、いわゆる教

育長としてどのような教育を推進していきたいかといったことについては定例の教育委員会会議等の中でいろいろ話題にさせていただいて対応させていただいているということでございます。

一例を申し上げますと、学力向上支援事業というのを平成21年度からスタートさせていただきました。これにつきましても、いわゆる予算化等、町長のほうにもお話を、御相談をさせていただく中でそういった事業を今現在も継続して推進しておりますし、その間においては、県の学びづくりの指定を受けてさらに充実しているところであります。

そういったところも教育委員会の皆様の御同意を得て展開されているといったところの中では、今の制度、私自身も仕事の難しさというものは感じている状況でございます。

以上でございます。

1 3 番 新教育委員会は教育行政の責任者だから、教育行政の方向性を示すとともに、執行状況をチェックする機関となり、広い視野を持って我が国の将来を思い、未来を担う子供の育成を熱心に考え行動する人を人選。保護者に加え、学校支援活動の関係者や文化・芸術・スポーツなどの功績があった人を活用となっています。

現在の教育委員、大井町には4名、教育長さん含めると5名でございますけれども、新教育委員会になったときに現在の教育委員さんで、今述べたような条件は満たされているかどうかお伺いします。

教 育 長 今、お話ございましたように、現在、町の教育委員会の委員さんは5名、私を含めて5名となっております。

それぞれ、いわゆる保護者であるということが一つの要件でございますけれども、それぞれの社会で活躍されている方、そしてまた、経験豊かな方が位置づけられ、また、男性、女性と含めた中でそれぞれの視点から御意見もいただいておりますので、私としてはそういった方が、私はちょっとわかりませんが、4名の方については、そういった方であろうかと思っておりますし、そういった視点からまた御意見等も頂戴しているというのも事実でございます。

以上です。

1 3 番 教育委員さんの人選ということで私の質問でいいかどうかわかりませんが、制度になりまして、もちろん猶予期間がございますけれども、教育委員さんも専門性を持った、あるいは今までの学校教育経験者だけでなく、いろんな分野からというようなことで、結構、そういうようなところで見ますと、スポーツの優秀な方とか、そういう格好で今、教育委員さんが選ばれておりますので、そのような方向になるのかなということ

で大井町でも今の人がどうこう言うことじゃなくて、順次、そういうふうな格好、これは町長のほうに、また人選とかいろいろ出てくると思いますけれども、そのような考えがありましたので質問させていただきました。

それでは、次に入らせていただきます。

平成24年度の教育委員会点検・評価、あるいは平成25年度の教育委員会の点検・評価によりますと、平成24年度は9月20日、平成25年度は9月25日の教育委員会の定例会に学力学習状況調査報告がされております。平成26年度、今年度はまだ調査報告はされておられませんけれど、平成26年9月ごろ、今年度実施された学力学習状況調査報告は教育委員会に報告されたのかどうか、その辺をお伺いいたします。

教 育 長 定例の教育委員会会議に既に御報告をさせていただいております。

今度は、ちょっと事務的な問題等がございましたので、確か10月の定例会だったんじゃないのかなと思っておりますけれども、いずれにいたしましても8月25日だったと思います。文科省のほうの発表を受けたと同時に町の教育委員会のほうには調査結果が来ております。そういったことを踏まえて教育委員さん方にも御報告をしたといった状況でございます。

1 3 番 私は、この「報告」という文字がひっかかったんです。教育委員会に学力学習状況調査を「報告」したというんですが、教育委員会点検評価の報告資料の中に書いてあるんですね。

私は、教育委員会はこれを公表するかどうか議論することが教育委員会の仕事ではないかというふうに思いまして、この調査報告と、要するに私たちがもらっている資料の中には報告というふうな、括弧立てて、教育委員会で審議ということになれば結果を公表しようかどうか、大井町の生徒たちはこのぐらいのレベルにいますとか、そういうことで皆さんで議論しながら次の教育方針を考えていくんじゃないかというふうに思っているんですけど、報告ということは、こういう結果でしたよということを話されて、委員の皆さん方が了承したというふうに解釈してるんですけど、その場の中でいろんな議論があったのかどうか、その辺をお伺いいたします。

教 育 長 平成26年度の全国学力学習状況調査に関する実施要領というのが文部科学省のほうから昨年の11月29日に出されております。

そのときに、いわゆる一部公表といった内容が今年度から重要事項として位置づけられ、それについてどう対応するかというようなことについては話題は今まで上っております。

そういったところの中で、その内容につきましても、今年度、協議事項として取り上げ、皆さんの同意を得て対応していくといった状況でございます。

す。

以上でございます。

- 1      3      番      大きく、記録上は報告というふうになってはいますが、議論をされたというふうなことの御答弁をいただきましたが、実は私の持っている資料、余り公表してはいけない資料だと思うんですけど、実はそれは古いもので、後でちょっと話させてもらいますけれど、今年度の教育に関して小学校では国語、算数とも県公立学校の中では正解率がやや低い、中学校では国語、英語のみ同程度で、残りはやや低いと掲載されています、今回、広報おおいの中で。

また、質問し、調査の概要においても食事、学習時間、いじめ、家庭での会話に関しては減少傾向にある。中学校においても、食事、学校の決まりを守る等は減少傾向であります。

一方、人の役に立ちたい、クラスみんなで協力して物事をやり遂げる喜び等は大井町の生徒さんは高いと掲載され、町民の皆さんに協力をお願いしますというふうな結びの言葉が書いております。

児童・生徒の教育、しつけにおいては、結果に対して褒めることが非常に大事だというようなことが今言われております。褒める、激励することが重要であり、また、そのときに足りないものは、時には諭すということが必要であると考えます。

しかし、褒めるとか激励するとかは基本があって、そういうことができるんであって、ですから、みずからが大井町の学校が県よりもいいのか悪いのか、やはり努力した結果がある程度把握できなければ褒めることもできないし、諭すこともできないし、激励することもできないのではないかなというふうに私は考えます。

ですから、私個人とすれば大井町の掲載されたのでは少し不満であって、もう少し詳しく報告していただきたいというふうに考えるんですけど、実は平成24年度ですから、平成25年度の学力調査の結果で、大井町は中学生はわからないんですけど、小学生ですと、大井町は順位は言いませんけれど、県のよりもずっといいわけですね。小学校6年の生徒はいいわけですね。私は、こういうふうに、よければやっぱり褒めてやる。そして、激励というふうなことをしていったほうがいいんじゃないんですか。

今度、平成25年度、平成26年度はわかりませんが、平成25年度でいくと、例えばきょう傍聴されてる人でよその町の人がありますけれど、どこの町よりも大井町はいいわけですね。そうすると、やっぱり褒めてやったほうがいいんじゃないか。

もちろん、横浜や川崎、鎌倉、これは上のほうに行ってるみたいですね。

れど、大井町は町村の部では、この結果が正しければ、非常にいいというふうな結果が見えるんですね。

そういう面で、私は結果が出れば、その結果に基づいて子供さんによる頑張ったよ、もう少し頑張ろうというようなことが言えるんじゃないか。

そして、今、子供さんにいろいろ教えるときに、やはりなるべく褒めてやってください。そして、一部、今後こうやってくださいと、そういうような教えが今の幼児とか低学年に対しての指導だと思うんですね。

それはやっぱり、結果が出るものに関してはきちっと認識して、そういうことを言っていく、もちろんけなしてはいけませんが、頑張ったら褒めてやる。そういう作業が必要ではないかというふうに考えますけど、教育長の見解をお願いします。

教 育 長 今、御意見いただいたところの中で、ごもつともだなと思うところもあるわけですが、いわゆるそれぞれの子供でもいいですし、学校でもいいですし、町の教育でもいいんですけれども、よさもあれば、やはり改善していかなければいけないところもある。それが一人の子、一つの学校について言えばそういった教育だと思っております。

ですから、県の平均と比較してどうこうということも一つの指標としては大切なことかもしれませんが、それに基づいた中での低い、今年度やや低いというのが多くなってしまったんですけれども、そういったところの中でも、やはりよさもある。そうしたところを大事にする中で改善していかなければならないのかなと思っております。

ですから、そういった意味の中では、県平均というものにこだわらないということで対応していかなければいけないのかなと思っておりますけれども、当然教育長としては町の教育を担っていますので、少しでも生徒というものもよいほうがいいなとは思っておりますけれども、余り過度になりすぎてはどんなものかなと思っております。

それから、また、今、御質問の中にありましたけども、いわゆる単に学力の程度だけではなくて、生活等も含めて御意見いただきました。

そういう意味の中では、非常にこの調査結果というものを、いわゆる文科省の思いというものを受けとめていただいた中で見ていただいているなということで、本当にうれしく思っています。

今回の文科省の報告ですと、いわゆる生活習慣の中で携帯電話やスマホを使っている割合と、それからまた学力との相関関係が提起されました。実は、大井町も同じような実態がございます。そういうことについてはかなり危機感を持っております。

そういう意味においても、今回の町広報のほうにも御提示をさせていた

できました。若干、これ棒グラフの割合がちょっと違っているところもございまして、数字をちょっと見ていただきたいなと思っておるんですけども、そういったところの中で、やはり今後、家庭学習、家庭教育も含めて取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。以上でございます。

1 3 番 それでは、次に入ります。

相和小学校、あるいは幼稚園のいろいろ特認校とか幼稚園の学習方法とかということで運用方法ということから少し変更があるみたいですけど、私、資料見させていただいた中で、相和小学校、例えば幼稚園はこういうふうにしたいということになってまして、こちらからの学区外からの生徒さんも受けますよということになってますけれど、定員が公表されてないみたいなんですけれど、例えば幼稚園には何人来年度は募集しますよとか、そういうことはまだ決まってないのかどうか、その辺を公表しないと、やはり町全体の事業としては成り立たないんじゃないかというふうに考えますけれど、教育長のお考えをお聞きします。

教 育 長 いわゆる幼稚園のほうのお子さんの募集人員ということになろうかと思っております。

正直なところ、余りたくさん来たときに、いわゆる地域の園といったところとの絡みがどうなのかというようなことの心配もございまして。

そういったところの中で、しかしながら園を運営維持していくためにはどの程度がというようなこともございまして、数字としてはお示ししておりませんけれども、子供たちが集団で取り組めるような園児数を維持していければなど、そういったところを目途に募集をと思っているようなところでございます。

そういったところの中で御理解いただければありがたいかなと思います。

以上です。

1 3 番 数字は余り望まれないようですけど、やはり、その該当する子供さんの保護者の皆さんは、やはり相和の関係の幼稚園に入れたいなという希望があったとしても、例えば人数が一桁なのか二桁なのか、その辺もわからなければ、皆さんにいろいろ広報はしちゃって殺到しちゃったら、あなたはいけません、あなたも駄目ですと、結果として3人でしたというようなことでしたら、非常に町民に対して裏切りになるんじゃないかなというふうに考えますので、できれば今、数字を発表してほしかったんですけど、発表できないと。

発表お願いします。

教 育 長 大変申しわけございませんでした。

実は、先ほど御答弁でもお話しさせていただきましたように、相和地区の学校のあり方検討委員会等の御意見等もいただき、また、将来的には小学校につながるものですから、小学校の校長等とも調整をまいっております。

そういったところの話では10名前後はいけるということで、運営ができるんじゃないかというような話でおりますので、その辺は、前後というぐらいで、きっちりした数字では抑えない中で、応募される状況も踏まえて対応していきたいと思います。申しわけございませんでした。